## 令和5年5月秋田市議会臨時会提出予定案件

件 名 説 明

## 「単行案」 2件

- る条例の一部を改正する専決処分 について承認を求める件
  - 施行

||秋田市地域経済牽引事業の促進に|○地域経済牽引事業の促進による地域の成 よる地域の成長発展の基盤強化に|長発展の基盤強化に関する法律第二十六条 係る固定資産税の課税免除に関すしの地方公共団体等を定める省令の一部改正 (令和5年総務省令第26号)に伴い、秋田 市地域経済牽引事業の促進による地域の成 ・離漏機第二十条の地方税の課税除又は不均一課税に伴う間長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税 置が適用される場合等を定める省合等の一部を改正する省合(令和 | 免除に関する条例の一部を改正するため専 5年総務省令第26号): 令和5年3月31日公布、令和5年4月1日 | 決処分した件について、議会の承認を求め ようとするもの

- · 専決処分年月日 令和5年3月31日
- ○改正要旨

促進区域内における固定資産税の課税免 除の対象となる施設の設置期限を令和7年 3月31日まで延長した。

※専決処分した理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成 長発展の基盤強化に関する法律第二十六条 の地方公共団体等を定める省令の一部改正 に伴い、固定資産税の賦課徴収のための条 例改正について特に緊急を要し、議会を招 集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法:地方自治法第179条第3項

- を改正する専決処分について承認 を求める件
  - ・地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号) :令和5年3月31日公布、一部を除き令和5年4月1日施行
- 2 | 秋田市国民健康保険税条例の一部 | ○地方税法施行令の一部改正(令和 5 年政 令第132号) に伴い、秋田市国民健康保険 税条例の一部を改正するため専決処分した 件について、議会の承認を求めようとする もの
  - 専決処分年月日 令和5年3月31日
  - ○改正要旨
  - 1 後期高齢者支援金等課税額の限度額を 引き上げた。

現行 20万円→改正後 22万円

2 国民健康保険税の減額の対象となる総 所得金額等の基準額を改めた。

## ※専決処分した理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民 健康保険税の賦課徴収のための条例改正に ついて特に緊急を要し、議会を招集する時 間的余裕がなかったため

※提出根拠法:地方自治法第179条第3項

## 「予算案」 2件

3 | 令和 5 年度秋田市一般会計補正予 | ↑ ○資料別紙 算(第2号)の件

4 令和5年度秋田市学校給食費会計 補正予算(第1号)の件

「人事案」 1件

意を求める件

5 | 秋田市監査委員の選任について同 | ○議員のうちから選任する監査委員に関す るもの

※提出根拠法:地方自治法第196条第1項